

協働事業提案制度

令和4年度実施事業

募集要項

募集期間 令和3年3月1日(月)～3月31日(水)

逗子市 市民協働部 市民協働課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111 内線 266・267 FAX 046-873-4520

メール siminkyoudou@city.zushi.lg.jp

ホームページ URL <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/simin/kyoudoujigyou/>

1. 協働事業提案制度とは

市の施策として取り組むべき公共的な課題に関し、その解決を目指す市民活動団体等からの実施計画案の提案を求め、その団体と市とが双方の特性を活かしながら、協働して目的達成に向け取り組むための制度です。



【制度の特徴】

- (1) 市民活動団体等が持つ専門性や能力、企画力、解決に向けた情熱、実行力などを、まちづくり（特定の課題の解決）に活かすことができます。
- (2) 特定の課題を解決することについて、市民活動団体等と市がお互いにパートナーとして役割を分担します。両者が協働して取り組むことにより、相乗効果が期待できます。
- (3) 発案・企画の段階から実施の場面までを、提案者である市民活動団体等が市と協働しながら実施していくことができます。

以上の特徴を有する仕組みを、市の制度として確立、運営することによって市民との協働によるまちづくりを、より進めることに効果があります。

2. 実施期間及び要件

今回募集する事業の実施期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間を原則とします。1団体1事業の提案とし、最大3年間継続できます。事業終了後には、事業成果を改めて検証し、実施主体の妥当性などを検討した上で事業の必要性を判断します。

○ 次の要件を備えた事業を対象とします。

- (1) 公益的・社会貢献的な事業であって、提案者と市が協働して取り組むことにより、地域課題や社会的課題の解決が図られること。
- (2) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、提案者が実施することが可能であること。
- (3) 市民活動支援補助金を申請する事業は提案することはできません。

○ 要件ではありませんが、提案事業に対して期待する効果は次のとおりです。

- (1) 市民満足度が高まる。
- (2) 協働で実施することにより相乗効果が高まる。
- (3) モデル的・先駆的な工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである。

ただし、次のいずれかに該当するものは、対象外とします。

- (1) 営利を目的としたもの
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
(地区住民の交流行事等の親睦会的なイベントを含む)
 - (3) 政治、宗教、選挙活動に関わるもの
 - (4) 施設等の建設や整備を目的とするもの（コンピュータシステムの構築を目的とするものを含む）
 - (5) 市の財政負担による施設等の建設又は整備を伴うもの
 - (6) 実践活動を伴わないもの
(事業実施を伴わない調査・検討のみの事業など)
 - (7) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成等を受けているもの
 - (8) 本市の他の制度により実施が可能なもの
(既に実施している市民提案型制度の対象となり得る提案（公の施設の指定管理者制度や制度化されている補助金等）)
- ※その他公序良俗に反するものも対象外です。

3. 提案者の要件

市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会、企業、大学、その他の自主的に社会貢献活動を行う団体（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限り、）で、次の要件をすべて満たす団体とします。

- ア 逗子市内で活動を行っていること、又は、既に市外で活動を行っており、今後、逗子市内で活動を行う計画があること。
- イ 自発性に基づいた活動を自立的・継続的に原則として1年以上実施していること。
又は、今後、自立的・継続的に活動が行われることが確実に見込まれること。なお、確実に見込まれるとは、実施に向けて事業担当課と協議を継続してきた事案を提案する団体又は要件を満たす複数の団体が、提案に際し新たに組織した団体をいう。
- ウ 5人以上で構成されていること。
- エ 組織の運営に関する規約、会則等があること。
- オ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とした団体でないこと。
- カ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的に活動する者でないこと。
- キ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ク その他公序良俗に反する団体でないこと。

4. 応募方法

所定の書類によりご応募ください。

(1) 提出方法は、持参又は郵送により市民協働課に提出してください。

提出いただいた応募書類は返却いたしません。

(2) 提出する書類

次の書類を各1部ずつ、ご提出ください。

- ア 逗子市協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- イ 逗子市協働事業提案団体等概要書（第2号様式）
- ウ 逗子市協働事業実施計画書（第3号様式）
- エ 逗子市協働事業収支予算書（第4号様式）
- オ 直近年度の団体の事業報告書及び収支決算書
- カ 直近年度の団体の事業計画書及び予算書
- キ 団体の定款、規約、会則等
- ク 団体の会員名簿（非公開情報）
- ケ 提出書類等チェックリスト

(3) 応募締め切り

令和3年3月31日（水）17時まで。

※郵送の場合は必着。

5. 事前相談・サポート体制

応募書類の作成に当たっては、市民協働課が相談等に応じますので、ご不明な点等がありましたらお問合せください。

6. 事業経費

事業経費については、「11. 提出書類の記入例」（10ページ以降）を参考に積算してください。事業経費については、提案書の提出後、市長ヒアリング及び事業査定*に向け担当課との協議を行うことにより精査していきます。

協働事業は、市の事業を市民活動団体等が請け負う「請負契約」ではなく、市民団体として取り組みたい課題について市が役割を分担するものであることから、人件費等の必要な事業経費をすべて市が負担するものではありませんのでご注意ください。

- * 市長ヒアリング：事業の目的、内容や手段などが効果的、効率的なものかを調査し、事業実施の方向性を定めることを目的に、市長がヒアリングを行います。公開で実施し、提案者も同席していただきます。開催時期は6月を予定しています。

事業査定：市長が次年度の予算提案のため、事業の採否の決定を行います。

対象経費について

対象となる経費は、申請する事業に直接必要な経費となります。

費目	補助対象となる経費の例	補助対象とならない経費の例
①賃金（人件費）	対象事業に限り雇用する団体構成員以外の者等への臨時雇い賃金など （ただし、団体構成員を臨時雇いとするは認められません）	対象事業以外の臨時雇い賃金など、団体構成員への賃金（ただし、団体構成員が事業を行う際に係る事務作業による成果品への対価は査定により認められる場合もあります）
②報償費 （報酬・謝礼）	外部講師や指導者への謝礼金、外部協力者等へのお礼など（団体構成員を講師として支出することはできません）	団体構成員への謝金（ただし、交通費相当分の実費弁償は可）
③実費弁償 （交通費等）	外部講師や指導者等の活動場所までの交通費、対象事業に必要な調査のための研修旅費、団体構成員の活動場所までの移動に係る交通費など	対象事業に直接係らない交通費、事業の参加者の交通費
④消耗品費	対象事業に必要な事務用品、材料代、チラシ等の用紙代、インク代、対象事業の記録用CD-ROM、DVD代等	対象事業以外で使用する事務用品など
⑤備品購入費	道具類 （事業実施に直接必要なもの）	対象事業以外で使用する道具など
⑥印刷製本費	広報用ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷代、資料のコピー代	対象事業以外の資料やチラシの印刷費
⑦食糧費	事業の実施のために必要不可欠と認められる食品材料費	会議や懇親会等の茶菓代、飲食代、スタッフの弁当代など
⑧通信運搬費	チラシ郵送のための切手代、事業に必要な物品の運送代など	事務所等の電話代、インターネット通信料など
⑨使用料・賃借料	会場使用料、機材のレンタル料など	事務所賃料など、団体の運営に係る経費
⑩その他経費 （保険料など）	特に必要と認める経費、対象事業の来場者保険など	対象事業以外の行事保険など

※原則として、全ての対象経費において見積書などを添付してください。

※消耗品費と備品購入費の違いについては、1度の使用や短期的(概ね1年未満)に消費されるものは消耗品費、数年にわたり使用できる物品(概ね1年以上)は備品購入費で計上してください。

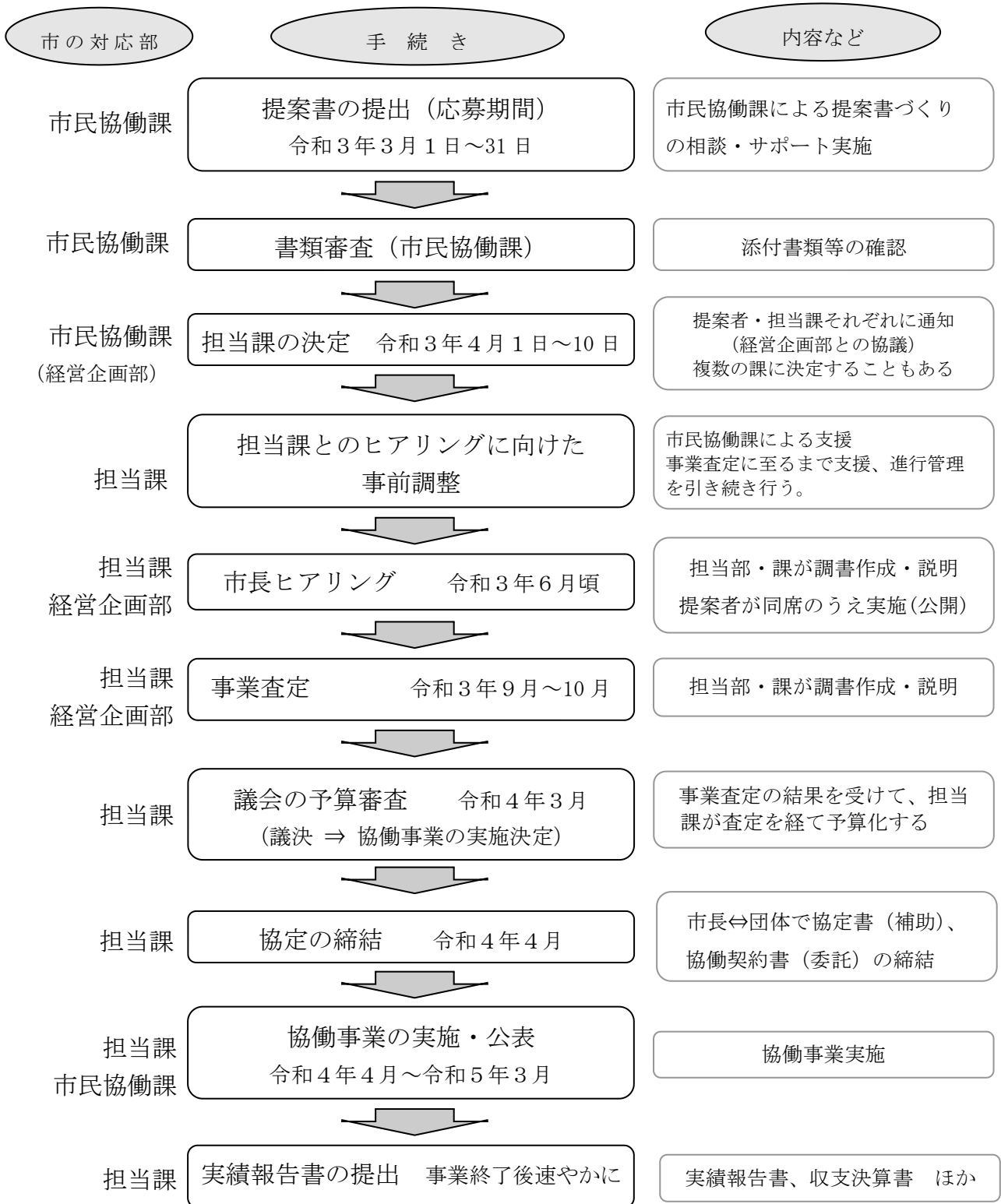
※事務所賃料など、団体の運営に係る経費は対象となりません。

※対象経費は、事業の実施団体が支払ったことがわかる領収書などの保管が必要になります。

7. 事業実施までの流れ

提案された事業については、担当課を決定後、協議を重ね、市長ヒアリングや事業査定等の手続きにより、実施が適当と判断された事業については、担当課と共に事業実施をめざします。なお、実施に当たっては、最終的に予算の成立が条件となります。

事業の流れ・スケジュール



8. 想定される協働の形（関係性）

市と協働契約書を締結し、役割分担を明確にした上で、事業を協働で実施します。関係性として、次の3種類が考えられます。

- (1) 共催関係
- (2) 委託関係（準委任契約）
- (3) 助成関係（補助金、負担金等）

協働契約書について

協働契約書とは、請負契約とは異なり、市と市民活動団体等の役割を明確にした契約書のことです。契約書、業務仕様書、役割分担表を備えていることが必要です。

実績報告書について

実績報告書は「10. 提出書類の記入例」（9ページ以降）を参考に作成してください。収支決算書には、領収書の写し等の添付が必要です。

9. 協働の方策

- (1) 負担金等の財政支出
- (2) 必要物資の現物給付
- (3) 広報ずしや市内広報掲示板でのPR
- (4) 会場の確保、使用料の無料化

ア 会議室の優先予約や使用料の免除

イ 公園等行政財産の目的外使用、占用使用許可とその使用料の免除

※ただし、指定管理者制度を導入した施設については使用料を免除できないことがあります。

- (5) その他

10. 提出書類の記入例

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

逗子市長 殿

団体の所在地は、事務所の所在地、代表者の住所など、協定書に記載する住所を記載

団体等の名称

●●●の会

所在地

逗子市逗子●-●-●

代表者名

●● ●●

逗子市協働事業提案制度提案書

このことについて、逗子市協働事業提案制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

1 提案する協働事業の区分（該当する区分を○で囲んでください。）

I 特定テーマ型協働事業（テーマ名： ）

II 自由テーマ型協働事業

事業内容がわかりやすい名称

2 提案する協働事業の名称 ■■における親と子の遊びの場●●●●事業

3 提案する協働事業の実施期間

令和●●年●●月●●日から令和■■年■■月■■日まで

令和3年4月から令和4年3月までの間で、事業を実施する期間を記入

4 提案する協働事業の予算額 〇〇〇,〇〇〇 円

収支予算書と同額

5 添付書類

- (1) 逗子市協働事業提案制度提案団体概要書(第2号様式)
- (2) 逗子市協働事業提案制度提案協働事業提案書(第3号様式)
- (3) 逗子市協働事業提案制度提案協働事業収支予算書(第4号様式)
- (4) 関係資料

※ 提出書類等チェックリストに記入してください。

逗子市協働事業提案団体等概要書

団体名	●●●の会			
提案団体の 所在地・ 代表者等	所在地（〒249-●●●●） 逗子市逗子●-●-●			
	代表者氏名	●● ●●		
	連絡責任者氏名	■■ ■■ 市との窓口となる連絡先を記入		
	電話番号	046-000-0000	FAX番号	046-000-0000
	Eメールアドレス	0000@00000000		
	ホームページURL	http://www. 00000000		
設立年月日	平成●●年●●月●●日			
主な活動分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 地域安全 などを記入			
会 員 数	●●人（うち逗子市民 ▲▲人）			
主な活動実績	平成●●年●月 第1回000子育てイベント開催（■■名参加） 平成●●年●月 第2回000子育てイベント開催（■■名参加） 平成●●年●月 000広場の開催（■■名参加） 令和●●年●月 000入門講座開催（■■名参加）			
主な活動地域	小坪地区、沼間地区			
添付書類 (□にチェック してください)	<input type="checkbox"/> 直近年度の団体の事業報告書及び収支決算書 <input type="checkbox"/> 直近年度の団体の事業計画書及び予算書 <input type="checkbox"/> 団体の定款、規約、会則等 <input type="checkbox"/> 団体の会員名簿（非公開情報）			

提案する協働事業を実施することにより、どのような課題が解決され、何が達成されるのかなどを記入

逗子市協働事業実施計画書

協働事業の名称	■●における親と子の遊びの場●●●●●●事業	(1) 特定テーマ型協働事業 (2) 自由テーマ型協働事業
協働事業の目的	核家族化による子育ての孤立化、育児不安、地域間のつながりの希薄化など現代社会が抱える課題を解決し、子育て中の親子がその時代を健全に地域で暮らせるための方策として、気軽に集え交流できる場を親子が住まう地域に設け、その円滑な活用を継続して行うことを目的とする。	
協働事業の分野（該当する分野に○をつけてください。）	1 福祉サービス 2 福祉施設の充実 3 福祉のまちづくり 4 健康づくり 5 医療保険 6 幼児教育 7 学校教育 8 生涯学習 9 地域文化 10 文化財 11 スポーツ都市 12 自然環境の保全 13 公園 14 水域 15 生活環境の整備 16 防犯 17 循環型社会の確立 18 都市機能 19 防災活動 20 商工サービス産業 21 農林水産業 22 自治政策 23 市民交流 24 広報広聴 25 平等参加・男女共同参画社会 26 友好親善	
提案する協働事業の内容	令和4年4月から令和5年3月までの間で、事業を実施する期間を記入	
(1) 実施時期・期間	令和●●年●●月●●日～●●月●●日	
(2) 実施場所	小坪●●公園、沼間■●館	できるだけ対象を限定して記載
(3) 対象者	基本的に親子での参加を想定している	
(4) 実施手法	小坪地区及び沼間地区で親と子のひろばを開設し、運営する。 開催日時は毎月第1・3●曜日の午前中とする。 運営主体は●●の会だが、運営スタッフを広く募集するなどして輪を広げる。 スタッフ●●人体制で運営し、スタッフ育成のための実習や講座を行うことにより、スキルアップを図る。 ●●向け講座：年●回 □□向け講座：年■回開催 参加者についても、■●について広く理解してもらうとともに、親子同士のネットワークを広げる目的で講座等を開催する。	

どのような内容、方法で行うのか、できるだけ具体的に記入

(5) 役割	提案団体等の役割	事業実施に係る企画、運営を行う。	提案団体が行うこと、市が行うことを具体的に記入
	市に期待する役割	会場の確保や事業のPR、関係団体との交渉、講師への依頼など事業実施に必要な手続きを行うこと及び事業経費を負担する。	
(6) 協働の必要性・相乗効果	行政の信頼性やPR力、財政支援、場の支援と市民活動団体等が持つ経験や知識に基づいたノウハウを合わせることにより、魅力的な親と子のひろばの運営が可能となる。結果として、多くの参加者の満足度アップが期待できる。		
(7) 期待する成果	1 団体等 2 行政 3 その他		
(8) アピールする点 (事業の特徴、独自性、先駆性等)	市民活動団体等の経験に基づいた運営は、行政にはない柔軟性や合理性が発揮されるだけでなく、明るく、楽しく、有意義な親と子のひろばを実現することができる。		
備考			
該当項目のない事項で特記しておきたい事項などを記入してください。			

逗子市協働事業収支予算書

団体等の名称 ●●●の会

事業名 ■■における親と子の遊びの場●●●●事業

1 収入の部

項目		摘要（積算内訳等）
市委託料	〇〇〇,〇〇〇円	
親と子のひろばイベント収入	〇,〇〇〇円	軽食、飲料販売、フリーマーケット
講座参加費	〇,〇〇〇円	〇〇〇円（実費）×参加人数
合計	〇〇〇,〇〇〇円	

市が負担する金額で、費目や事業費は令和3年度予算を作成するなかで決定します

2 支出の部

項目	予算額（円）	積算内訳
報償費	〇〇,〇〇〇円	講師・ファシリテーター謝礼金
実費弁償	〇,〇〇〇円	ボランティアスタッフ〇〇円×〇〇人
消耗品費	〇,〇〇〇円	コピー用紙、封筒等
印刷製本費	〇〇,〇〇〇円	チラシ〇円×●●●部 ポスター〇円×●●部
通信運搬費	〇,〇〇〇円	郵送料（切手）〇〇円×●●枚
会場費	〇,〇〇〇円	
保険料	〇〇,〇〇〇円	〇〇〇円×□人
合計	〇〇〇,〇〇〇円	

※ 添付書類

- 1 積算根拠となる見積書、単価表等を添付してください。
- 2 利用者負担金等を徴収する場合には、その金額の根拠となる資料を添付してください。

逗子協発第 号
年 月 日

団体等の名称 ●●●の会
代表者名 ●● ●● 様

逗子市長

㊟

逗子市協働事業担当課決定通知書

年 月 日付けで逗子市協働事業提案制度に提案された事業について、次のとおり担当課を決定しましたので通知します。

1 事業名 ■■における親と子の遊びの場●●●●事業

2 担当課 ○○○○課 複数の課になることもあります

3 連絡先 046-873-1111 内線●●●

4 事前調整

●●年●●月●●日までに担当課に対し、事業を実施する上での課題等について事前調整を申し出てください。

逗子市協働事業実績報告書

年 月 日

逗子市長 殿

団体等の名称 ●●●の会
 所在地 逗子市逗子●-●-●
 代表者名 ●● ●●

●●年●●月●●日付けで協定を締結した協働事業が完了しましたので、逗子市協働事業提案制度実施要綱第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業名	■■における親と子の遊びの場●●●●事業
実施時期・ 実施期間	令和●●年●●月●●日から令和■■年■■月■■日まで
実施場所	小坪●●公園、沼間■■館
参加者数	〇〇〇人
実施内容	小坪●●公園及び沼間■■館で親と子のひろばを開設し、運営した。 ●●の会が運営主体ではあったが、経験豊富なスタッフを広く募集することにより良好な運営につなげることができた。
成 果	親と子のひろばイベントには多くの参加があり、他の団体との輪が広がった。 今年度の反省をもとに今後も続けて実施していきたい。
添付書類	収支決算書（領収書の写し等を添付） 作成資料 活動中の写真 その他